

福井県文書館年報

第6号

平成20年度

福井県文書館

目 次

I	文書館の概要	
1	設置の目的	1
2	建設の経緯	1
3	施設の概要	2
II	平成20年度事業の概要	
1	組 織	3
2	平成20年度の主な事業内容	3
(1)	一般管理運営	
ア	文書館運営懇話会	3
イ	収蔵資料のくん蒸業務	4
ウ	文書館情報システム	5
(2)	調査研究事業	
ア	記録資料アドバイザーの設置	6
イ	資料調査員の設置	7
ウ	『福井県文書館研究紀要 第6号』の発刊	7
(3)	収集保存事業	
ア	収蔵資料数	8
イ	古文書関係	8
ウ	歴史的公文書収集状況	9
(4)	閲覧利用事業	
ア	月別文書館利用者数	10
イ	文書等の貸与・複製・転載	11
ウ	古文書複製本公開許諾依頼結果	12
(5)	普及啓発事業	
ア	講座・講演会等の開催	13
イ	閲覧室展示	14
ウ	学校教育との連携	16
エ	刊行物	17
3	福井県文書館業務日誌	18

Ⅲ 関係法令

1 公文書館法	21
2 福井県文書館の設置および管理に関する条例	23
3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則	26
4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱	29
5 福井県文書館文書等利用要綱	32
利用案内	35

I 文書館の概要

1 設置の目的

福井県文書館は、県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、保存し、県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するために設置する施設である。この設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文書等の収集、整理および保存
- (2) 文書等の閲覧の実施
- (3) 文書等に関する調査および研究
- (4) 文書等に関する知識の普及および啓発
- (5) その他、文書館の設置の目的にふさわしい業務

2 建設の経緯

平成7年度	「福井県立公文書館（仮称）基本計画」策定（平成8年3月）
平成8年度	福井県立図書館との併設を決定
平成9年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）基本設計 埋蔵文化財試掘調査
平成10年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）実施設計 埋蔵文化財発掘調査
平成11年度	埋蔵文化財発掘調査 土地造成着工
平成12年度	土地造成完了 用地取得 起工式（平成12年11月）
平成13年度	福井県立公文書館（仮称）を福井県文書館とする
平成14年度	建物本体工事完成（平成14年8月） 外構工事完成（平成14年11月） 開館（平成15年2月1日）

3 施設の概要

設置場所 福井市下馬町51-11

敷地面積 70,246m²

施設形態 福井県立図書館との併設

施設規模 延床面積 18,436m² (文書館3,119m² 図書館15,317m²)

建物構造 鉄骨造および鉄筋コンクリート造

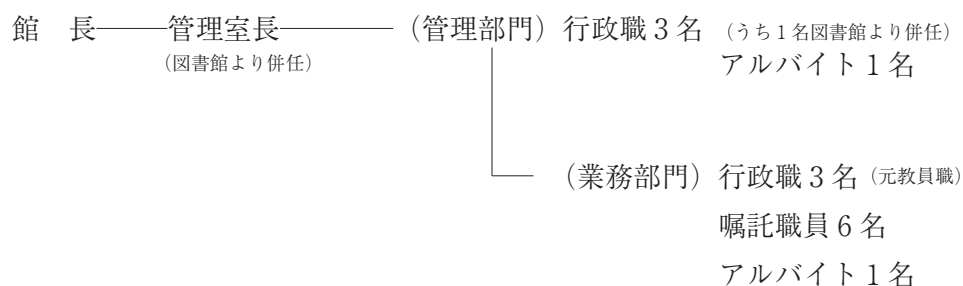
地上2階 (図書館書庫地上5階)、地下1階

主な施設

階	部屋名	面積(m ²)	主な使用目的
1	閱 覧 室	113	利用者が文書等の閲覧を行う
1	研 修 室	82	古文書読解講座などの講座を開催
1	事 務 室	202	文書館職員の執務室
1	館 長 室		館長の執務室
1	調 査 研 究 室		収集した公文書、古文書などの整理、補修、目録作成
1	荷 解 室	66	収集した公文書、古文書などの梱包を解く
1	く ん 蒸 室	23	収集した公文書、古文書などの殺虫、殺カビを行う
1	撮 影 室	57	収集した公文書、古文書などの撮影、デジタル画像化を行う
1	第 1 書 庫	498	歴史的公文書を保存する
1	第 4 書 庫		古文書複製本を保存する
2	第 2 書 庫	536	歴史的公文書を保存する
2	第 3 書 庫		行政資料を保存する
2	一般書庫(フィルム庫)	68	マイクロフィルム等を保存する
2	貴 重 書 庫	178	収集した古文書原本を保存する
便所、廊下、機械室等		1,296	
合 計		3,119	

II 平成20年度事業の概要

1 組織 (平成20.4.1現在)



2 平成20年度の主な事業内容

(1) 一般管理運営

ア 文書館運営懇話会

文書館の利用推進を図るにあたり、デジタル歴史情報の提供、各種講座、講演会等文書館の歴史的資料の利用に関する施策を効果的に実施するため、県民から幅広い意見を聴取することを目的とする。

福井県文書館運営懇話会委員 (平成20.4.1現在)

分野	氏名
学校関係	小谷 正典
市町村関係	釣部由紀子
一般	杉田 晃一
〃	田原 健子
〃	築山 桂
〃	中島 辰男

福井県文書館運営懇話会

第1回

日 時 平成20年10月16日(木) 13:30~16:00
場 所 福井県立図書館 大会議室
内 容 ・文書館の閲覧利用、普及啓発について

第2回

日 時 平成21年3月6日(金) 13:30~15:20
場 所 福井県立図書館 大会議室
内 容 ・文書館の閲覧利用、普及啓発について

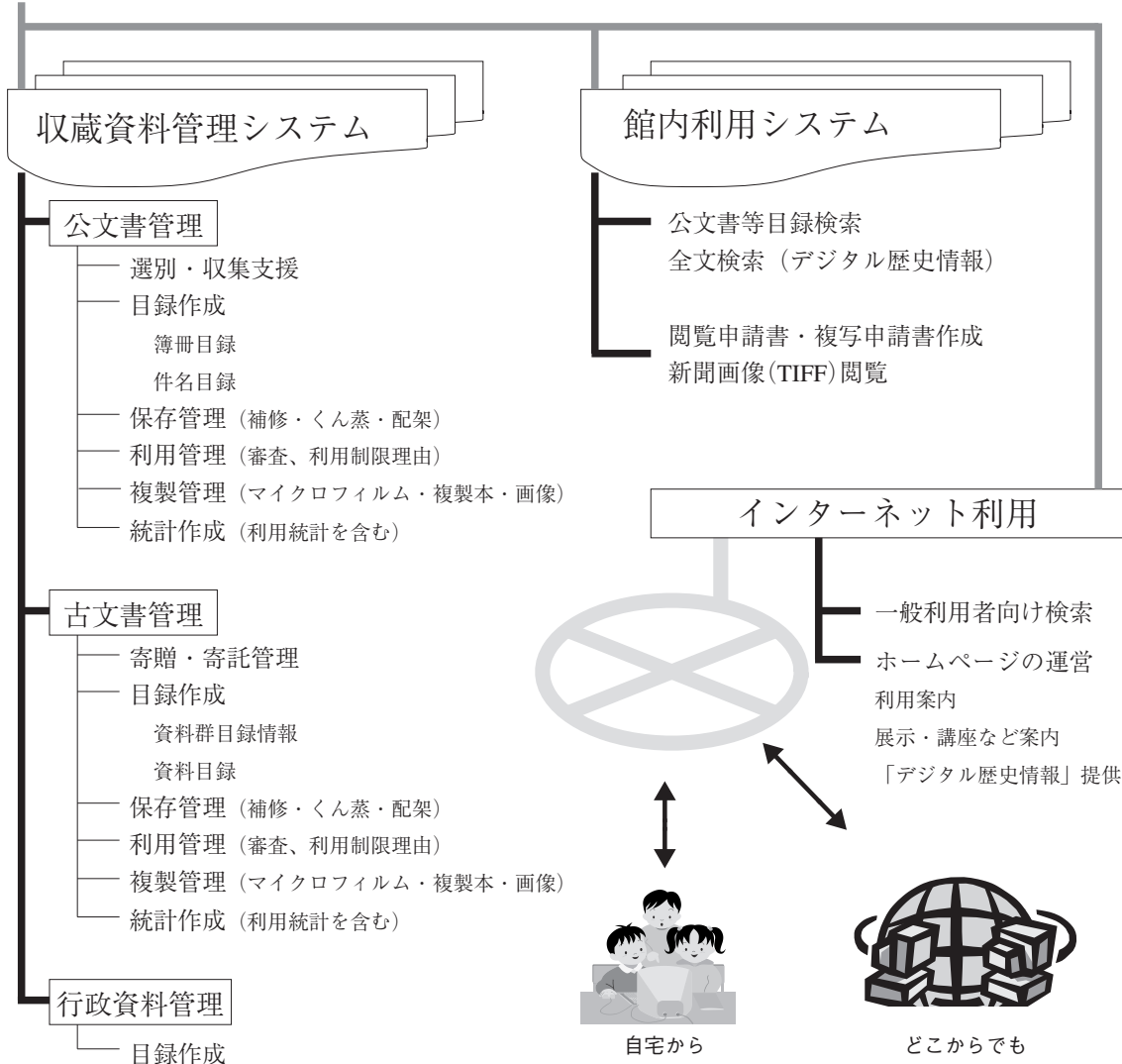
イ 収集資料のくん蒸業務

くん蒸方式	回数	実施月日	使用薬剤	業務形態
くん蒸車によるくん蒸	1回	平成20年7月24日(木) ~8月1日(金)	アイオガード	委託
くん蒸庫によるくん蒸	4回	随時	アイオガード	委託

ウ 文書館情報システム

福井県文書館では、収蔵する歴史的価値のある公文書や古文書等の目録に加え、『福井県史』通史編をはじめとする県の歴史資料に関する情報、講座・講演会、出版物などの情報をホームページで提供している。

福井県文書館情報システムの機能



(2) 調査研究事業

ア 記録資料アドバイザーの設置

文書館が実施する事業の的確な実現を図るため設置する。

記録資料アドバイザー名簿 (平成20.4.1現在)

分野	現職	氏名
原始・古代	奈良女子大学教授	舘野 和己
中世	福井大学教授	松浦 義則
近世	京都大学大学院文学研究科教授 大学文書館教授	藤井 讓治
近現代	福井大学教授	木村 亮

第1回アドバイザー会議

- 日時 平成20年6月14日(土) 13:30~17:00
場所 福井県立図書館 大会議室
内容 ・平成19年度 事業実績について
・平成20年度 事業計画について
・今後の5か年のあり方について

第2回アドバイザー会議

- 日時 平成20年12月20日(土) 13:30~16:30
場所 福井県立図書館 大会議室
内容 ・平成20年度 事業実績について
・平成21年度 事業計画について
・今後の5か年のあり方について (進捗状況)
・その他

イ 資料調査員の設置

福井県内に存在する歴史資料として重要な歴史的公文書や古文書、その他の記録資料の円滑な収集を行うため設置する。

資料調査員名簿（平成20.4.1現在）

地区名	現職	氏名
福井坂井	福井工業大学講師	藤野 立恵
	福井市文化財保護委員会委員	舟澤 茂樹
	元丸岡町立図書館長	松原 信之
	元福井県文書館嘱託職員	本川 幹男
奥越	大野市史編さん室長	加藤 守男
	勝山市文化財保護委員長	増田 公輔
	羽水高等学校教頭	山田 雄造
丹南	越前市教育委員会嘱託職員	真柄 甚松
	元朝日町誌編さん委員	山本 孝衛
	元県史編さん調査執筆員	吉田 叡
嶺南	小浜市立図書館長	杉本 泰俊
	福井県高校教育課長	中島 嘉文

ウ 『福井県文書館研究紀要 第6号』の発刊

目次

福井県文書館講演

中世越前の諸地域について

松浦 義則

論文

戦後福井県大野織物産地における一企業発展と衰退

木村 亮

研究ノート

河川台帳平面図について

平野 俊幸

学校教育との連携について

坪川 敏幸・島田 芳秀

月替え収蔵資料展示の実践とその課題

柳沢 美美子・熊野 路子

(3) 収集保存事業

ア 収蔵資料数 (平成21. 3. 31現在)

	所蔵文書等	目録の公開状況	公開率
公文書(冊)	35,836	8,874	25%
古文書(点)	250,465	155,535	62%
行政刊行物・図書等(冊)	18,574	18,128	98%
計	334,875	182,537	55%

イ 古文書関係

調査・撮影 デジタルカラー撮影

資料群番号	資料群名	出所	資料群の性格	点数	備考
A0052	加藤竹雄家	吉田郡二日市村	庄屋文書	449	整理継続中
A0153	福井県立歴史博物館	—	自郷学舎関係(企画展示)	3	
A0143	松平文庫	—	朝倉家十七ヶ条など(企画展示)	2	
A0145	福井県立図書館	—	解体新書など(企画展示)	5	
C0005	坪田仁兵衛家	坂井郡大牧村	大庄屋・県会議員・衆議院議員、和書	942	整理継続中
G0013	飯田忠光家	今立郡西角間村	庄屋文書	96	追加撮影
G0024	飯田広助家	今立郡東俣村	大庄屋・戸長役場・地主経営関係	1361	整理継続中
E0122	檉尾吉右衛門家	南条郡松森村	武生近郊用水関係資料	1	
X0144	長谷川保敏家	—	旧勝山藩士、大日本帝国憲法(企画展示)	1	
X0147	日本学士院	—	適々斎塾姓名録(企画展示)	1	
合計	10資料群 2,861点				

寄贈・寄託文書

資料群番号	資料群名	出所	資料群の性格	点数	備考
A0169	松田三左衛門家	丹生郡南菅生浦	庄屋・戸長役場文書	3,117	寄贈
A0171	宮永節哉家	—	福井農林学校、福井中学校等で使用された教科書	15	寄贈
H0062	加藤毅家	南条郡今庄町	内閣情報局編『週報』、『傷痍軍人読本』	449	寄贈
J0127	滝本嘉博家	大野郡野向村 竜谷	日中戦争従軍関係資料・日記ほか	68	寄贈
合計	4資料群 3,649点				

ウ 歴史的公文書収集状況

平成20年度 廃棄対象文書および歴史的公文書収集結果一覧

(単位：冊)

部 局	廃棄対象 文書数	保存年限別収集文書数						収集数
		20年	15年	10年	5年	3年	1年	
総 務 部	2,267	18	5	39	336	56	11	465
総 合 政 策 部	441	22	0	19	109	16	1	167
安 全 環 境 部	1,213	18	0	85	129	51	3	286
健 康 福 祉 部	2,310	20	0	29	146	39	1	235
産 業 労 働 部	1,138	32	0	19	126	30	2	209
農 林 水 産 部	2,654	243	3	207	297	56	3	809
土 木 部	1,737	40	0	62	180	59	5	346
会 計 局	192	0	0	6	2	5	0	13
知 事 部 局 計	11,952	393	8	466	1,325	312	26	2,530
企 業 局	426	16	0	7	24	1	0	48
教 育 庁	1,559	12	0	42	89	27	2	172
選挙管理委員会 事務局	18	0	0	1	2	15	0	18
監 査 委 員 事務局	104	0	0	0	0	39	0	39
人 事 委 員 会 事務局	93	0	0	0	0	0	0	0
労 働 委 員 会 事務局	56	0	0	0	2	8	1	11
行政委員会計	271	0	0	1	4	62	1	68
総 計	14,208	421	8	516	1,442	402	29	2,818

(4) 閲覧利用事業

ア 月別文書館利用者数

平成20年度月別文書館利用者数

月	開館日数	利用者数(人)	1日あたり利用者数(人/日)	利用カード作成者数(人)	閲覧申込者数(人)	閲覧申込点数(点)							1日あたり閲覧申込点数(点/日)	ホームページアクセス件数(件)	1日平均アクセス件数(件/日)
						総数	歴史的公文書	古文書	行政刊行物	新聞記事	県報	その他			
4	25	836	33.4	3	12	87	0	73	1	10	0	3	3.5	84,311	2,810
5	26	936	36.0	9	19	776	1	757	8	9	0	1	29.8	93,490	3,016
6	24	600	25.0	4	27	491	0	409	40	39	0	3	20.5	81,478	2,716
7	26	864	33.2	19	38	527	0	406	9	60	1	51	20.3	85,732	2,766
8	26	1,328	51.1	29	44	888	0	801	50	32	0	6	34.2	106,939	3,450
9	23	856	37.2	13	22	202	0	181	1	18	0	2	8.8	60,535	2,018
10	26	888	34.2	18	26	618	0	557	11	48	0	2	23.8	87,805	2,832
11	25	1,181	47.2	15	29	476	1	430	3	42	0	0	19.0	75,325	2,511
12	23	652	28.3	8	19	733	0	732	1	0	0	0	31.9	79,627	2,569
1	23	724	31.5	9	34	425	0	277	16	100	0	32	18.5	100,372	3,238
2	22	1,380	62.7	15	37	1,678	0	1,564	93	17	0	4	76.3	86,450	3,088
3	25	1,206	48.2	8	33	692	0	577	18	57	4	36	27.7	88,752	2,863
計	294	11,451	38.9	150	340	7,593	2	6,764	251	432	5	140	25.8	1,030,816	2,824

平成14年度	46	2,597	56.5	136	78	476	2	350	19	104	1	0	10.3	(不明)	(不明)
平成15年度	294	5,417	18.4	300	406	11,742	35	7,163	711	2,335	1,123	375	39.9	737,160	2,014
平成16年度	292	7,242	24.8	208	540	7,045	55	5,806	180	601	233	183	24.1	733,759	2,010
平成17年度	292	9,703	33.2	257	458	13,819	80	12,622	138	716	84	110	47.3	810,067	2,219
平成18年度	297	9,880	33.2	147	322	7,595	393	4,405	144	1,931	670	52	25.6	1,147,307	3,143
平成19年度	296	11,046	37.3	243	476	8,073	18	6,436	354	953	70	243	27.3	1,086,863	2,970

イ 文書等の貸与・複製・転載

機関名等	フィルム等	貸与・複製	数 量	備 考
福井県立若狭歴史民俗資料館	写真フィルム	貸与	14点	調査研究事業のため
株式会社北陸銀行福井支店	写真パネル等	貸与	50点	歴史的文化振興に関わる事業（ロビー展）
早稲田大学高等研究所 神津武男	写真 デジタル画像	貸与	8点	浄瑠璃本諸本研究の基礎資料とするため
東京大学史料編纂所 金子 拓	写真 デジタル画像	貸与	7点	2007～2009年度科学研究費補助金研究における研究参照のため
福井県立若狭歴史民俗資料館	写真フィルム	貸与	7点	調査研究事業のため
小松市立図書館市史 編纂室	古文書	掲載	1点	『新修小松市史』に掲載
福井市教育委員会文化財保護センター	古文書	掲載	2点	『旧蓑輪家住宅移築復原工事報告書』に掲載
大野市教育委員会 本願清水イトヨの里館長	古文書 デジタル画像	掲載	1点	企画展「懐かしの本願清水～思い出のおすそわけ～」で展示パネルに掲載
昭和館	写真 デジタル画像	掲載	2点	昭和館巡回特別企画展「語り伝えたい戦中・戦後の暮らし」で展示パネルに掲載
太田市教育委員会	古文書 デジタル画像	掲載	1点	第21回三くだり半企画展図録に掲載
昭和館	写真 デジタル画像	掲載	2点	昭和館巡回特別企画展「語り伝えたい戦中・戦後の暮らし」で展示パネルに掲載
社団法人家の光協会	写真 デジタル画像	掲載	1点	月刊誌『家の光』2008年11月号に掲載
福井県国民健康保険 団体連合会	写真 デジタル画像	掲載	2点	国民健康保険の歴史パネルに掲載
朝日新聞福井総局	写真 デジタル画像	掲載	1点	『朝日新聞』福井県版（週刊まちぶら）に掲載
国京克己	写真 デジタル画像	掲載	1点	『福井県指定文化財劔神社本殿・同撰社織田神社本殿修理工事報告書』に掲載
福井県環境政策課	写真 デジタル画像	掲載	1点	福井県環境教育用教材に掲載
福井県雪対策・建設 技術研究所	写真 デジタル画像	掲載	1点	土木学会・地盤工学会・日本木材学会発表論文および研究報告書に掲載
福井県立歴史博物館	写真	展示	20点	特別展「昭和大博覧会」の展示資料
福井県立図書館	プロマイド、 パンフレット	展示	8点	企画展「津村節子とふるさと福井」の展示資料
福井テレビ	写真 デジタル画像	放映	28点	座・タイムリーふくいスペシャル ふくい昭和の証言第15話にて放映

ウ 古文書複製本公開許諾依頼結果

公開許諾済

市町村等	資料群番号	資料群名	点数
福井市	A0502	高田富家	12
	D0060	広善寺	13
	D0070	廣島一良家	2
坂井市	C0084	随応寺区有	102
	C0119	三上傳兵衛家	62
越前町	D0019	久守孫右衛門家	67
	D0028	宮本伝治郎家	1
	D0047	佐藤徳次郎家	190
	D0051	養泉寺	7
	D0053	仲瀬武雄家	1
	D0054	高島長兵衛家	174
	D0055	両林家	574
越前市	D0065	西応寺	492
	E0006	服部孫右衛門家	409
	E0008	山岸長三郎家	91
	E0010	畠山重左衛門家	107
	E0011	宇野名左衛門家	537
大野市	E0098	増田新左衛門家	21
	I0010	布川源兵衛家	509
敦賀市	I0016	友江区有	104
	M0536	中山正弥家	1,521
合計	21資料群		4,996点

(5) 普及啓発事業

ア 講座・講演会等の開催

上半期古文書入門講座（3回シリーズ） 本当にはじめて古文書を読みたい方のための 入門講座		会場：文書館研修室	
実施年月日	時間帯	参加者	講師
平成20年5月24日(土)	13:30～15:30	30名	文書館職員
平成20年5月31日(土)	13:30～15:30	32名	文書館職員
平成20年6月7日(土)	13:30～15:30	31名	文書館職員

古文書読解講座		会場：文書館研修室	
実施年月日	時間帯	参加者	講師
毎月第4金曜日	13:30～15:30	のべ167名	参加者による輪読 職員1～2名参加

資料保存研修会 破れや虫損の繕い、こより作りや綴じなど簡単な 補修の仕方について学ぶ		会場：文書館研修室	
実施年月日	時間帯	参加者	講師
平成20年6月11日(水)	13:30～15:30	31名	金山正子氏 (財)元興寺文化財研究所主任研究員

資料紹介講座（館員による解説） 企画展示資料の紹介と解説を実施		会場：文書館閲覧室	
実施年月日	時間帯	参加者	講師
平成20年5月3日(土・祝)	11:00～11:30 14:00～14:30	24名	文書館職員
平成20年5月18日(日)	11:00～11:30 14:00～14:30	20名	文書館職員
平成20年8月9日(土)	11:00～11:30 14:00～14:30	21名	文書館職員

文書館講演会 「教材で使う史料 学んでほしい史料」		会場：県立図書館多目的ホール	
実施年月日	時間帯	参加者	講師
平成20年8月31日(日)	13:30～15:30	46名	青木美智男氏 (専修大学大学史資料室)

県史講座 「三くだり半の世界」		会場：県立図書館多目的ホール	
実施年月日	時間帯	参加者	講師
平成20年9月15日(月・祝)	13:30～15:30	105名	高木 侃氏 (専修大学教授)

もう一度古文書入門講座（3回シリーズ） 5月24日・31日・6月7日と同内容		会場：文書館研修室	
実施年月日	時間帯	参加者	講師
平成20年10月25日(土)	13：30～15：30	13名	文書館職員
平成20年11月1日(土)	13：30～15：30	15名	文書館職員
平成20年11月8日(土)	13：30～15：30	13名	文書館職員

県史講座 「朝倉孝景の戦国守護化の過程について」		会場：県立図書館多目的ホール	
実施年月日	時間帯	参加者	講師
平成21年2月7日(土)	13：30～15：30	220名	松原 信之氏 (福井県史研究会会長)

イ 閲覧室展示

① 収蔵資料展示

	テ ー マ	概 要
4月	古文書に親しもう2	中学生や高校生をはじめとして、広く県民のみならず、まに古文書に親しんでいただくため、当館が収蔵している資料のうち、主に古文書講座で用いている福井県内に伝えられてきた古文書を展示
5月	だるま屋少女歌劇 —プログラムとプロマイド—	だるま屋少女歌劇に出演していた高田富氏が収集したプログラムとプロマイドを展示
6月	むしばまれる資料	収蔵資料の公文書・古文書などに残る虫喰い・かびなどの様々な被害と、その対応方法、修復の一部を紹介
7月	御触から県報へ	江戸時代の「御触（おふれ）」と同様に書き写され回覧されていた明治初期の布令から、印刷されて広く配布される「県報」までの歩みを展示
（8～9月 企画展示）		
10月	ちょっと昔の福井県 —スポーツ編—	当館が収蔵している昭和30年代から40年代の福井県広報課写真のうち、体育に関連する県民体育大会の様子などを展示
11月	ちょっと昔の福井県 —大野市・勝山市編—	当館が収蔵している昭和30年代から40年代の福井県広報課写真のうち、大野市・勝山市の写真や当館に寄贈寄託された「公政館日誌」(慶応4)「繭売買帳」(大正10)等を展示
12月	古文書に親しもう3 —かなをたよりに読む—	当館が収蔵している資料のうち主に古文書入門講座で用いているものを展示。古文書をこれまで一度も見ることがない人々も対象に、和書原本やパネルを紹介
1月	文書館で初もうで —寺社名所案内図—	江戸時代から大正期までの奈良・伊勢・本願寺・善光寺・白山などで参拝客の「おみやげ」用に作られた名所案内図を展示

2月	花押は語る —朝倉氏の織田支配—	花押研究の成果によって中世における支配者や支配のありようが明らかになっている丹生郡織田地域の資料を取り上げ、朝倉氏の支配の様子を紹介
3月	ちょっと昔の福井県 —鯖江市・越前市編—	当館が所蔵している昭和30年代から40年代の福井県広報課写真のうち鯖江市・越前市の写真や当館に寄託された「新規魚市場設置願」等を展示

② ミニ展示

8月29日～ 9月15日	新出資料展示 最も古い「三くだり半」	確認された資料のなかで最も古いことがわかった離縁状（玉村九兵衛家文書）を展示
1月28日～ 2月8日	ミニ資料展示 「緒形洪庵と適塾」	図書館展示・講演会（ドラマ化記念「築山桂」特集）に関連して「扶氏経験遺訓」「病学通論」を展示

③ 企画展示

「授業にでてくる ふくいの史料」

（1）展示の趣旨

歴史の授業や教科書では、織田信長や豊臣秀吉、杉田玄白や由利公正がでてきます。しかし、学校ではそれらの人物に関係する本物の史料を見ることができません。そこで、文書館では収蔵史料と借用史料により「授業にでてくるふくいの史料」を展示しました。

（2）期 間

平成20年7月25日（金）～9月23日（火・祝）

（3）展示の方法

1. パネル 2. 原本展示（閲覧室展示ケース、8月28日に展示替え）
3. カラー複製本 4. パンフレット 5. ワークシート（小学生以上一般対象）

（4）主な展示資料

7月25日（金）～8月27日（水）

- ・『信長日記』（年代不詳 山内秋郎家文書 当館蔵）
- ・「柴田勝家知行宛行状」（1577年 片岡五郎兵衛家文書 当館寄託）
- ・『解体新書』（1774年 福井県立図書館蔵）

8月29日（金）～9月23日（火・祝）

- ・由利公正筆「議事之体大意」（1868年 五箇条の御誓文の原案 福井県立図書館蔵）
- ・由利公正筆「五箇条の御誓文」（年代不詳 個人蔵 福井市郷土歴史博物館寄託）
- ・「大日本帝国憲法」『官報』（1889年 長谷川保敏家文書 当館蔵）

（5）講演会

平成20年8月31日（日）13：30～15：30 講師青木美智男氏（専修大学大学史資料室主幹） 講演会「教材で使う史料・学んでほしい史料」 場所 県立図書館多目的ホール

ウ 学校教育との連携

① 出張授業

実施年月日	場 所	内 容
平成20年10月22日(水)	県立武生東高校	日本史の授業に出張し、視聴覚教材を使った明治時代中心の授業

② インターンシップの受入

実施年月日	対 象	人数	内 容
平成20年10月24日(金)	藤島中学校2年	5名	閲覧体験、古文書保存箱組み立て、書庫清掃、古文書目録カード作成など
平成20年10月29日(水) ～30日(木)	成和中学校2年	3名	

③ 「文書館新聞」の発行

実施年月日	内 容
平成20年7月11日(金)	中学生の夏休みの課題「郷土新聞」に文書館を活用してもらうために、中学生にも使えそうな資料や資料検索の方法を掲載した「文書館新聞」を県内の中学校に配付
平成20年7月19日(土) ～8月28日(木)	夏休み中に来館した中学生への郷土新聞作りのアドバイス
平成20年12月9日(火) ～21年1月21日(水)	中学生郷土新聞コンクール入賞作品の展示

④ 中学校との連携企画

実施年月日	対 象	参加者	内 容
平成20年7月29日(火) 13:00～16:30	文書館研修室	34名	福井市中学校教職員対象の研修講座 (古文書講座、展示解説)

エ 刊行物

① 文書館だより

号数	目次内容	発行日
12	特集「おしえて少女歌劇」／資料紹介／ちょっと昔の福井県／企画展示・収蔵資料展示／お知らせ	平成20年10月30日
13	特集 資料叢書紹介「誠ニ古今珍敷」／資料紹介1 スペインかぜの大流行と福井県／資料紹介2 桜井市兵衛家文書の浄瑠璃本について／資料紹介3 れいめい福井博開催要綱／活動報告／お知らせ	平成21年3月24日

② 福井県文書館事業年報

号数	目次内容	発行日
5	文書館の概要／平成19年度事業の概要／関係法令	平成20年7月31日

4 福井県文書館業務日誌（平成20. 4. 1～平成21. 3. 31）

4. 8 県職員新規採用職員研修講師派遣（自治研修所）
16 県・市町職員新規採用職員研修講師派遣（自治研修所）
22 市町職員新規採用職員研修講師派遣（自治研修所）
25 収蔵資料展示「だるやま少女歌劇—プログラムとプロマイド」(~5.21)
25 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会役員会出席（兵庫県）
5.13 市町職員新規採用職員研修講師派遣（自治研修所）
20 くん蒸庫くん蒸（~23）
23 収蔵資料展示「むしばまれる資料」(~6.25)
24 古文書入門講座（第1回）
31 古文書入門講座（第2回）
6. 4 歴史的公文書搬送
9 古文書入門講座（第3回）
9 全国都道府県・政令指定都市等公文書館長会議（東京、~10）
11 資料保存研修会（講師：元興寺文化財研究所金山正子氏）
12 子ども歴史文化館開設準備委員会参加
14 平成20年度第1回記録資料アドバイザー会議
24 歴史的公文書搬送
27 収蔵資料展示「御触から県報へ」(~7.23)
7.24 くん蒸車くん蒸（~8.1）
25 企画展示「授業に出てくるふくいno史料」(~9.23)
29 教職員対象研修講座
29 北陸4県図書館長会議視察
8.28 日本最古の「三行り半」福井新聞等に記事掲載
29 ミニ展示「日本最古の「三行り半」」(~9.15)
29 NHK総合テレビ福井昼のニュースで「三行り半」について放映
31 文書館講演会「教材で使う史料 学んでほしい史料」
(講師：専修大学青木美智男氏)
9. 2 福井テレビで「三行り半」について放映
9 全国歴史資料保存利用連絡協議会第38回公文書研究会出席（滋賀県）
15 県史講座「三くだり半の世界—福井県の三くだり半事例にふれて—」
(講師：専修大学高木侃氏)
26 収蔵資料展示「ちょっと昔の福井県—スポーツ編—」(~10.23)
10.16 平成20年度第1回文書館運営懇話会
16 くん蒸庫くん蒸（~20）
22 出張授業（武生東高等学校）
23 東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会
24 インターンシップ（藤島中学校）
24 収蔵資料展示「ちょっと昔の福井県—大野市・勝山市編—」(~11.26)
25 もう一度古文書入門講座（第1回）
29 インターンシップ（成和中学校）(~30)
11. 1 もう一度古文書入門講座（第2回）
6 福岡県行政経営管理課等視察
7 磯部小学校見学
8 もう一度古文書入門講座（第3回）
11 東京大学希望学調査

- 12 全国歴史資料保存利用連絡協議会大会出席（奈良県、～14）
18 くん蒸庫くん蒸（～21）
20 桜井市兵衛家調査（若狭町）
28 収蔵資料展示「古文書に親しもう3—かなをたよりに読む—」(～12.27)
12. 9 中学校郷土新聞コンクール入賞作品展示（～1.21）
20 平成20年度第2回記録資料アドバイザー会議
25 くん蒸庫くん蒸（～28）
28 収蔵資料展示「文書館で初もうで—寺社名所案内図—」(～1.28)
28 福井放送テレビで収蔵資料展示「文書館で初もうで」放映
29 福井新聞に収蔵資料展示「文書館で初もうで」の記事掲載
1. 4 N H K総合テレビ福井で「文書館で初もうで」が放映
24 東京大学史料編纂所山内秋郎家文書調査
27 公文書館実務担当者研究会儀出席（～29）
28 ミニ展示「緒形洪庵と適塾」(～2.8)
29 秋田市文書法制課視察
29 収蔵資料展示「花押は語る—朝倉氏の織田支配—」(～2.25)
30 福井新聞に収蔵資料展示「花押は語る」の記事掲載
2. 4 文書館資料調査員による飯田家調査（～6）
6 放送大学天川晃氏視察
7 県史講座「朝倉孝景の戦国守護化の過程について」
（講師：福井県史研究会長松原信之氏）
15 N H K総合テレビ福井で収蔵資料展示「花押は語る」が放映
24 文書館資料調査員による飯田家調査（～26）
27 収蔵資料展示「ちょっと昔の福井県—鯖江市、越前市編—」(～3.25)
3. 6 平成20年度第2回文書館運営懇話会
10 東京大学希望学調査
13 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第100回例会参加
21 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第88回近世古文書研究会参加
27 福井県地域リポジトリ発足式&連絡会議出席
27 収蔵資料展示「誠ニ古今珍敷—小浜町人がみた幕末ふくい—」(～4.22)
28 N H K総合テレビ福井で収蔵資料展示「誠ニ古今珍敷」が放映

Ⅲ 関係法令

1 公文書館法

(昭和62年法律第115号)

(平成11年法律第161号一部改正)

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

- 2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

(総理府設置法の一部改正)

- 3 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。
第4条第7号の次に次の一号を加える。
7の2 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関すること。

附則 （平成11年12月22日法律第161号）抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 福井県文書館の設置および管理に関する条例

(平成14年福井県条例第5号)

(設置)

第1条 県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）を収集し、および保存し、ならびに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するため、福井県文書館（以下「文書館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 文書館は、福井市に置く。

(業務)

第3条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 文書等の収集、整理および保存
- 二 文書等の閲覧の実施
- 三 文書等に関する調査および研究
- 四 文書等に関する知識の普及および啓発
- 五 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的にふさわしい業務

(職員)

第4条 文書館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第5条 別表第一に掲げる施設または設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 別表第一に掲げる施設等を使用する者は、同表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(手数料)

第7条 文書館が閲覧に供する文書等の写しの交付を依頼しようとする者は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(使用料等の不還付)

第8条 既に納付した使用料または手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の免除)

第9条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料または手数料の全部または一部

を免除することができる。

(入館の拒否)

第10条 知事は、文書館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させる行為をするおそれがあるとき。
- 二 他人に危害を加え、または迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第11条 文書館において文書等の撮影、物品等の販売、寄附金の募集その他これらに類する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(禁止行為)

第12条 文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させること。
- 二 秩序または風俗を乱す行為をすること。
- 三 別表第一に掲げる施設等を使用する者が、第5条の承認を受けた目的以外の目的のために当該施設を利用すること。

(監督処分)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第5条の承認もしくは第11条の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。以下この条において同じ。）の取消し、効力の停止もしくは条件の変更をし、または行為の中止、施設等の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定に違反している者
- 二 第5条の承認または第11条の許可に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段により第5条の承認または第11条の許可を受けた者

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一（第6条関係）

一 施設

区 分	金 額		
	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで
研 修 室	2,500円	4,100円	6,600円

二 設 備

区 分	単位	算 定 基 礎	金 額
マ イ ク ロ ホ ン	1 本	1回5時間以内	120円
		1時間増すごとに	24円
ワイヤレスマイクロホン	1 本	1回5時間以内	220円
		1時間増すごとに	44円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

別表第二（第7条関係）

区 分	金 額
複写機（カラー複写機を除く。）により作成した写しの交付	1枚につき 10円
カラー複写機により作成した写しの交付	1枚につき 80円
マイクロリーダープリンターにより作成した写しの交付	1枚につき 10円

備考 複写機により作成した文書、図面等の写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは、片面を1枚として額を算定する。

3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則

(平成15年福井県規則第3号)

(平成15年福井県規則第82号—一部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 福井県文書館（以下「文書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 文書館の休館日は、次に掲げる日とする。

- 一 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合を除く。）
- 二 休日の翌日（土曜日、日曜日、休日または第5号に掲げる日に該当する場合を除く。）
- 三 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- 四 文書等点検期間として1年につき10日以内で知事が指定する日
- 五 清掃整理日として毎月（12月を除く。）の第4木曜日（休日に該当する場合にあっては、その翌日）

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更することができる。

(文書等の利用)

第4条 条例第1条に規定する文書等（以下「文書等」という。）は、一般の利用に供するものとする。ただし、知事は、次に掲げる文書等について、その全部または一部を一般の利用に供しないものとすることができる。

- 一 整理、補修または目録の作成が終了していない文書等
- 二 劣化等保存上の理由から利用に供することが不適当な文書等
- 三 寄贈または寄託を受けた文書等で、その利用に関して寄贈者または寄託者が一定の期間利用に供しない旨の条件を付しているもの
- 四 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が記録されている文書等で、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るものまたは特定の個人を識別することはできないが、利用に供することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

五 法人その他の団体（国および地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている文書等で、利用に供することにより、当該法人等または当該個人の正当な利益を害するおそれがあるもの

六 利用に供することにより、公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすと認められる文書等

七 利用に供することにより、国または地方公共団体の運営に著しい支障を及ぼすと認められる文書等

（施設等の使用の承認）

第5条 条例第5条の規定により文書館の施設または設備（以下「施設等」という。）の使用の承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、福井県文書館使用承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、申請者に対して、福井県文書館使用承認書（様式第2号）を交付するものとする

（使用者の遵守事項）

第6条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 使用の承認に係る使用の目的以外に施設等を使用しないこと。

二 使用の承認を受けた施設等を転貸し、または当該使用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。

三 前2号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障がある行為をしないこと。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに、当該施設等を原状に復さなければならない。

（使用料等の還付）

第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料または手数料（以下「使用料等」という。）を還付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他不可抗力により施設等の使用ができなくなったとき。

二 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 使用料等の還付を受けようとする者は、福井県文書館使用料等還付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（使用料等の免除）

第8条 条例第9条の規定により使用料等を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 県が条例第1条に規定する文書館の設置の目的（以下「設置目的」という。）に添

った事業を主催する場合 使用料に相当する額

二 県が設置目的に添った事業を共催する場合 使用料の2分の1に相当する額

三 国、市町または歴史に関する研究を主たる目的とする団体であつて知事が認めるものが設置目的に添って使用する場合 使用料の2分の1に相当する額

四 その他知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額

2 使用料等の免除を受けようとする者は、福井県文書館使用料等免除申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（制限行為の許可の申請）

第9条 条例第11条の許可を受けようとする者は、福井県文書館内制限行為許可（許可事項変更許可）申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（施設等または文書等の損傷または滅失等の届出）

第10条 使用者は、文書館の施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、文書館の管理および運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月3日から施行する。

4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）における県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集および保存に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書規程等 県の機関（知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、地方公営企業の管理者および警察本部長をいう。以下同じ。）が当該機関の文書を管理するために定める規程等をいう。
- (2) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (3) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(公文書の選別および収集)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、公文書を収集するに当たっては、あらかじめ、文書規程等に定める保存文書または管理確認電磁的記録等（以下「保存文書等」という。）であって保存年限が到来するもののうち歴史的価値が生ずると認められるものを選別し、その選別結果を情報公開・法制課長、出先機関の長その他当該保存文書等の廃棄決定の権限を有する者に通知するものとする。

2 館長は、別表第1に定める公文書選別収集基準により、公文書を選別し、および収集するものとする。

(古文書その他の記録の選別および収集)

第4条 館長は、別表第2に定める古文書その他の記録選別収集基準により、古文書その他の記録を選別し、および収集するものとする。

2 館長は、古文書その他の記録を収集するに当たっては、原則として、マイクロフィルム撮影等の方法による複製資料を収集するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、散逸または消滅のおそれがあるものは、寄贈、寄託その他

の方法により原本を収集することができる。

(文書等の保存、整理等)

第5条 館長は、収集した文書等について、次に掲げる事項に留意し、書庫で適切に保存するものとする。

- (1) 館長が特に必要と認める場合を除き、文書館の職員以外の者を書庫に立ち入らせないこと。
- (2) 常に書庫内の通気および防湿に注意し、文書等の損傷の防止に努めること。
- (3) 書庫内において、喫煙、火気の使用その他文書等に有害な行為をさせないこと。

2 館長は、収集した文書等について、文書等の管理および利用の便宜を図るための目録を作成するものとする。

3 館長は、収集した文書等のうち紙質等の劣化、利用頻度の高さその他の理由により原本を利用させることが適当でないものについては、マイクロフィルム撮影等により複製資料を作成するものとする。

4 館長は、収集した文書等に個人情報が含まれているときは、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号）の趣旨を尊重し、当該個人情報が適正に保護されるようその取り扱いに注意するものとする。

(不要文書の廃棄)

第6条 館長は、収集した文書等のうち、保存する必要がないと判断したものについて、館長が命ずる職員を立ち会わせて焼却、溶解、裁断その他確実に廃棄することができる認められる方法により廃棄するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、文書等の収集および保存に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公文書選別収集基準

収集する公文書は、次に掲げる保存文書等のうち歴史的資料として価値が生ずると認められるものとする。

- 1 条例、規則、訓令、通達その他の例規に関する文書
- 2 県議会の審議経過および結果に関する文書
- 3 県政の総合的な計画および施策ならびに重要な事業の計画および実施に関する文書
- 4 許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する文書
- 5 委員会、審議会その他重要な会議の審議経過および結果に関する文書
- 6 請願、陳情、要望等に関する文書
- 7 訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関する文書
- 8 組織、人事、表彰等に関する文書
- 9 予算、補助金、県有財産、契約その他の財務に関する文書
- 10 市町村の行財政ならびに廃置分合および行政区画に関する文書
- 11 選挙に関する文書
- 12 統計、調査、研究等に関する文書のうち重要な事項に係るもの
- 13 主要な儀式、行事、事件、災害等に関する文書
- 14 史跡、文化財その他の文化的遺産に関する文書
- 15 その他館長が歴史的資料として重要と認める文書

別表第2（第4条関係）

古文書その他の記録選別収集基準

第1 収集する古文書は、次に掲げる文書のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- 1 古代および中世の文書
- 2 近世に関する武家および寺社に関する文書
- 3 近世に関する村および町ならびに家に関する文書で次に掲げるもの
 - (1) 土地、貢租、水利、普請、交通等に関するもの
 - (2) 産業、教育、文化、信仰等に関するもの
- 4 近代以降の文書で政治、社会、教育、産業等に関するもの

第2 収集する古文書以外の記録（行政刊行物、図書その他の資料をいう。）は、次に掲げる記録のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- (1) 国、地方公共団体等が作成した福井県の行政に関するもの
- (2) 福井県域の歴史、地誌、社会、経済、文化等に関するもの
- (3) 統計、資料集等で文書等の内容を理解する上で参考となるもの

5 福井県文書館文書等利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号。以下「規則」という。）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）が保存する県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (2) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(目録の備付け)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、文書等を検索するための目録を文書館閲覧室（以下「閲覧室」という。）その他必要な場所に常時備えるものとする。

2 前項の目録は、公文書については簿冊目録および件名目録、古文書その他の記録については所蔵者情報目録および資料目録とする。

(利用カード)

第4条 文書等を利用しようとする者は、必要事項を記入した利用カード申込書（様式第1号）を閲覧室内の受付（以下「閲覧受付」という。）に提出し、福井県文書館利用カード（様式第2号。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。

2 利用カードの有効期限は、館長が定める。

3 利用カードを紛失した場合または利用カード申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。

(文書等の閲覧の申込み)

第5条 文書等の閲覧の申込みは、必要事項を記入した閲覧・複写申込書（様式第3号）に利用カードを添えて閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の閲覧は、申込み1回につき10冊以内とする。

(文書等の閲覧)

第6条 文書等の閲覧は、原則として、公文書にあっては原本により、古文書その他の記

録にあっては複製資料によりするものとする。

- 2 公文書のうち劣化等保存上の理由から原本を閲覧に供することが適当でないと館長が認めるものについては、前項の規定にかかわらず、複製資料により閲覧に供することができる。
- 3 公文書の閲覧の期日は、原則として閲覧・複写申込書の提出があった日から起算して15日以内に定めるものとする。ただし、閲覧しようとする公文書が大量である場合、業務が集中した場合等は、別途閲覧の期日を定めることができる。
- 4 前項において閲覧期日を定めた場合は、閲覧申込をした者に電話等によりあらかじめ知らせるものとする。

(文書等の閲覧の場所)

第7条 文書等の閲覧は、閲覧室内において行わなければならない。

2 閲覧室内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 筆記用具以外の携帯品は、原則として、持ちこまないこと。
- (2) 文書等を汚損または破損するような行為をしないこと。
- (3) 喫煙および飲食をしないこと。
- (4) その他文書館長が必要と認めること。

(文書等の返納)

第8条 文書等の閲覧を終えた者は、速やかに、閲覧受付に文書等を返納し、職員の確認を受けなければならない。

(文書等の貸出し)

第9条 文書等の貸出しは、行わないものとする。ただし、館長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(文書等の写しの依頼)

第10条 文書等の写しの依頼は、必要事項を記入した閲覧・複写申込書を閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の写しに係る手数料は、閲覧受付において納付するものとする。

(文書等の掲載、放映等)

第11条 文書等の全部または一部の出版物、番組等への掲載、放映等を行おうとする者は、文書等掲載・放映等申込書(様式第4号)を館長に提出するものとする。

(利用相談)

第12条 文書館は、利用者に対して次に掲げる相談を行う。

- (1) 文書等の検索に関する相談
- (2) 文書等の内容に関する相談

2 前項の規定にかかわらず、文書館は、次に掲げる場合には相談を行わないことができる。

(1) 文書等の鑑定、文書等の解読または翻訳、法律相談、学習課題の回答その他文書館の業務として対応することが適当でないと認められる場合

(2) 回答に著しく費用または時間を要することが明らかである場合その他文書館の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(展示)

第13条 文書館は、閲覧室内の展示コーナーその他適切な展示設備において文書等の展示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、文書等の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

利用案内

1 開館時間

午前9時から午後5時まで

2 休館日

- ・月曜日（休日は除く）
- ・国民の祝日の翌日（土、日、休日は除く）
- ・文書等点検期間（年間10日以内）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・清掃整理日（12月以外の第4木曜日、休日の場合は翌日）

3 交通の案内（フレンドリーバス）

運行日 毎週月曜日（休日は除く）、年末年始（12月28日～1月4日）を除く毎日
のりば 市内バス5番のりば（南ルートと北ルートの2路線があります。）

経路 <南ルート>

福井駅前～アオッサ前～旭公民館前～木田公民館前～はなっとう駅前
～羽水高校口～福井市美術館～県立図書館（県文書館）
（アオッサ前～羽水高校口間は乗車のみです。）

<北ルート>

福井駅前～アオッサ前～旭公民館前～日の出公民館前～さくらこども
図書室～高志高校グラウンド～生活学習館～県立図書館（県文書館）
（アオッサ前～高志高校グラウンド間は乗車のみです。）

運行時間 <南ルート> 福井駅前5番のりば 毎時30分発（1時間間隔）

平日 8:30～18:30

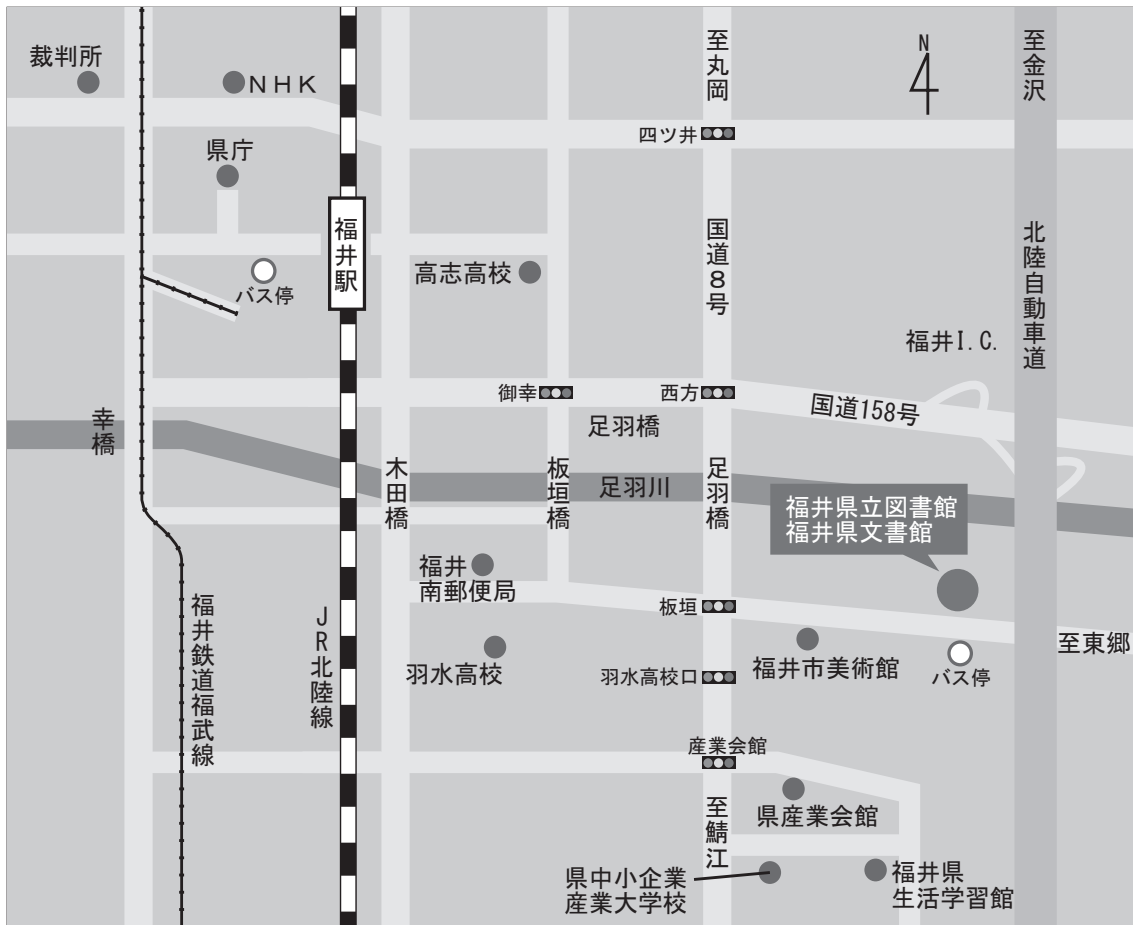
土日祝 8:30～17:30

<北ルート> 福井駅前5番のりば 毎時00分発（1時間間隔）

平日 9:00～18:00

土日祝 9:00～17:00

料金 無料



福井県文書館年報 第6号
平成20年度

平成21年7月31日発行

編集発行 福井県文書館
〒918-8113
福井県福井市下馬町51-11
TEL 0776-33-8890
FAX 0776-33-8891

URL <http://www.archives.pref.fukui.jp>
E-mail bunshokan@pref.fukui.lg.jp



健康長寿の福井

09.07.11398